

木造住宅の 解体工事補助金

工事費の1/2 最大50万円

補助上限額：基本額30万円 + 加算額各10万円
(加算条件 ①非課税世帯の場合 ②空き家の場合)



耐震性のない木造住宅の解体工事費用の一部を補助しています。

対象住宅の 主な条件

- 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手
 - 市内にある在来工法・2階建て以下の木造住宅
 - 簡易耐震診断又は耐震診断で「倒壊の可能性がある」と判定された住宅
- ※ 居住者のいない**空き家も申請可能**です！

補助制度等
案内ページ



申請者の 主な条件

- 当該住宅を「所有している個人」又は「その親族」の方
 - 市税等を滞納していない方
- ※解体工事着手前に申請する必要があります。

申込期間

4月1日（火）～12月26日（金）（土・日・祝除く）

木造住宅の解体に関する補助制度

いずれも事前の申請が必要

簡易耐震診断

(簡易的に倒壊の危険性を判定)

又は

耐震診断

(現地調査による耐震性の判定)

解体工事の補助を受けるには、いずれかの診断の結果「倒壊の可能性あり」と判定される必要があります。

ご覧のチラシは「解体工事」の案内です！

解体工事 ⇒ 工事費の1/2 最大50万円を補助

基本額30万円 + 加算額各10万円

＜加算条件＞(1) 非課税世帯の場合 (2) 空き家の場合



注意

解体工事以外の工事等は補助の対象外です。
(例：家具の撤去、樹木の伐採伐根、庭石の撤去、物置の撤去 等)

問い合わせ

海老名市 住宅まちづくり課 ☎046-235-9392
〒243-0492 海老名市勝瀬175-1

R7.4作成

木造住宅解体工事補助金 手続きの流れ

申請者	市
① 解体工事を行う業者の選定 施工業者について、特に制限はありません。	
② 補助金の申請 簡易耐震診断・耐震診断に関して市の補助を受けている場合、自ら簡易耐震診断を行った場合、一部書類を省略することができます。  <提出書類> ☐ 海老名市木造住宅解体工事補助金交付申請書 ☐ 建築確認通知書の写し 又は 固定資産(家屋)評価証明書 ☐ 木造住宅耐震診断結果報告書の写し又は簡易耐震診断の結果の写し（容易な耐震診断調査結果の写し） ☐ 市税等に未納がないことを証する書類(市外居住者のみ) ☐ 案内図(住宅の位置がわかるもの)、建物配置図 ☐ 現況写真(解体工事着手前の住宅の全体がわかるもの) ☐ 解体工事費の見積書の写し(※) ☐ 診断を行った者の建築士免許の写し(※) ☐ 診断を行った者の耐震診断資格者講習会等の修了証の写し(※) 所有者の親族が申請する場合 ☐ 所有者同意書 ☐ 親族関係を示す書類 上限額の加算を受ける場合 ☐ 非課税世帯であることがわかる書類 ☐ 半年以上空き家であることがわかる書類	令和7年度 申込期間 4/1（火）～12/26（金） （土・日・祝除く） 申請 解体業者・建築士から受け取り、申請の際に添付してください
	③ 審査・交付決定 提出書類等をもとに審査（審査期間：約3週間）  「交付決定通知書」発送
④ 工事の実施 「交付決定通知書」を受け取り後、実施 	通知
⑤ 実績報告 工事代金の支払い後、20日以内（3月中旬まで） <提出書類> ☐ 海老名市木造住宅解体工事完了実績報告書 ☐ 解体工事費内訳書(工事費の内訳がわかるもの) ☐ 解体工事の施工中 及び 完了後の写真（住宅・敷地全体がわかるもの） ☐ 解体工事費の領収書の写し 代理受領制度を利用する場合 ☐ 補助金代理受領委任状 	報告
	⑥ 審査・補助額の確定 提出書類等をもとに審査（審査期間：約2週間）  「補助金確定通知書」発送
⑦ 補助金の請求 「補助金確定通知書」を受け取り後、請求 <提出書類> ☐ 海老名市木造住宅耐震化促進関係補助金請求書 	⑧ 補助金の支払い 指定口座に30日以内に振込
	請求

問い合わせ

海老名市 住宅まちづくり課 ☎046-235-9392
〒243-0492 海老名市勝瀬175-1

R7.4作成

関連補助制度の紹介

ブロック塀等撤去

地震時のブロック塀等の倒壊被害を予防するため、撤去費を補助します。

対 象：道路に面する 60cm 以上の高さのブロック塀等
補助金額：最大 20 万円（通学路等は最大 30 万円）

